

福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所設置要綱

福井県立病院長

(設置)

第1条 陽子線治療の効果向上や患者負担軽減、利用者の増加につながる研究を行うため、福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所(以下「陽子線治療研究所」という。)を設置する。

(設置場所)

第2条 陽子線治療研究所は、福井県立病院陽子線がん治療センター内に置く。

(業務)

第3条 陽子線治療研究所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 陽子線を用いたがん治療に関する研究業務
- (2) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的にふさわしい業務

(組織)

第4条 陽子線治療研究所は、次の構成とし、研究業務を管理する。

- (1) 研究部門
- (2) 事務部門

(職員)

第5条 陽子線治療研究所は、次の表の左欄に掲げる職名を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
所長	研究倫理教育の責任者とする。
研究員	研究に従事する。
研究事務員	研究費等の申請事務等(申請、予算執行管理、報告等)に従事する。
経理事務員	研究費等の経理事務等(検品、支払等)に従事する。

2 前項の表中の職に就く職員については、福井県立病院長が任命する。このほか、必要に応じて研究者が行う研究への協力を行う研究協力者を、福井県立病院が任命する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、陽子線治療研究所に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成27年5月19日から施行する。